

批評・紹介

工藤元男著

睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會

大 柳 敦 弘

第五章 「日書」を通してみた國家と社會

第六章 先秦社會の行神信仰と禹

第七章 「日書」における道教的習俗

第八章 禹の變容と五祀

第九章 「日書」に反映された秦・楚のまなざし

第十章 戰國秦の畜夫制と縣制

終 章 睡虎地秦簡よりみた戰國秦の法と習俗

中國史、わけても戰國秦漢史を專攻する者にとっては自明のことであるが、表題にある「睡虎地秦簡」（以下、秦簡）とは、一九七五年に湖北省雲夢縣睡虎地の秦代墓葬より出土した一一五〇枚餘りの竹簡のことであり、それが近年の戰國秦漢史研究を語るうえで缺くことのできない重要な資料の一つであること、これまた周知のところであらう。工藤元男氏は、わが國における秦簡研究の第一人者であるが、これまでの成果をまとめて集大成したものが、すなわち本書である。

その構成は、以下の通り。

序 章 睡虎地秦簡と中國古代社會史研究

第一章 内史の再編と内史・治粟内史の成立

第二章 秦の都官と封建制

第三章 秦の領土擴大と國際秩序の形成

第四章 睡虎地秦簡「日書」の基礎的検討

これら各章のうち、序章以外はいずれも既發表論文であるが、本書への収録にあたっては全體にわたり大幅な加筆・補正・再編がなされている。また巻末には「事項・書名索引」、「引用文獻索引」、さらには「秦簡簡番號對照表・引用索引」を附す。各章の内容や全體の構成については、序章において著者自身による簡明な要約がなされているが、ここでも以下に、まずはその内容を章ごとに順次紹介してゆくこととしたい。

二

序章「睡虎地秦簡と中國古代社會史研究」では、本書の目的を「睡虎地秦簡を主たる史料として分析し、秦の六國統一の過程とその法治主義的特質を明らかにしようとするものである」としたうえで、その秦簡の出土狀況・内容・テクストについて簡潔に整理・紹介する。それによれば、秦簡には秦律などの法制史料のほかに占いの書である「日書」などの内容も含まれているのであるが、後者の公表が遅れたこともあって、その研究は法制史研究として出發した。しかしそれは「秦簡研究の方向に一種の偏向をもたらす」もの

であった、と筆者は指摘する。すなわち「秦簡を中國古代史研究の一次史料として使用するためには、まずその史料の性格を総合的に検証しなければならぬ」のであり、その意味で「秦律」と『日書』を別個のものとしてあつかうならば、結局既存の文獻史料を適宜利用するのと何ら變わりはなくなってしまう。「秦簡が副葬された墓主喜とかれの生きた時代の關係性の中でその内容を解釋しなければ、出土史料を使用する意味はない」のである——このような認識のもと、「本書では、秦律と『日書』をとともに分析對象とすることのできる分野を社會史にもとめ、その視座から中國古代史を讀み解く方法を模索」（以上、一三四頁）するのである。

一地方官吏の墓より出土したこれら竹簡群を總體として扱う、そのための手段として社會史の視角を導入する——ここに本書の研究の基本的な特長があるといえよう。かくして以下、第一章より第三章にかけては秦律などの法制史料から統一過程における秦史の基本問題について、第四章から第八章では「日書」を通じて先秦の社會像について、そして第九章より終章においては「法」と「習俗」という観点から兩者相互の關係について、それぞれ検討が加えられてゆくこととなる。

第一章「内史の再編と内史・治粟内史の成立」では、秦簡に見える「内史」という語の用例を歸納的に検討し、それが太倉を通じて各縣や都官の糧草部門を、また大内を通じて貨財をそれぞれ統括する中央の財政統括機關であったことを明らかにする。さらにこのような秦簡での内史のあり方が、王の策(冊)命をつかさどる周の内史や「京師を掌治」する秦漢時代の内史とは異なる一方で、國家財政を管掌していた「治粟内史」にむしろ近いものであることを指

摘、これらの關係、ひいては内史の展開について、(一)まず周の傳統をひく内史が、「耕戰制度」を基礎とする商鞅縣制の施行を契機として、秦簡に見られるような財政を中心とする文書行政を統括する中央官として再編され、(二)さらに占領地の擴大にもない、逆に秦の本土(邦中)の強化が必要とされる状況のもと、内史も全領域に財政面での支配の手を擴げると同時に、他方で専門に本土を統治する行政官としての性格をも強めてゆくこととなり、(三)やがてこのような「二重性」を契機として、戰國末期には太倉と大内とを屬官とし財政部門を管掌する治粟内史と、京師を掌治する内史とに分化する形でさらなる内史の再編が行われた——このような理解が提示される。

第二章「秦の都官と封建制」では、前章にも見えた秦簡中の「都官」という官について、まずその用例の検討から、それが「京師の諸官府」とされる漢代の都官とは異なり、都邑と複数の邑とからなる「都」に置かれた「縣とほぼ同レベルの地方行政機構」であったことを明らかにする。またこれとは別に、縣の中に組み込まれた都邑(小都)に置かれた都官も存在した。そのうえで、戰國秦は、宗室貴戚の據る舊邑や軍功褒爵制によって生み出された封邑を「都」のカテゴリーで一括していたこと、そしてそれらに都官を置き支配をおよぼすことによつて、國內に残存する封建遺制や地方割據の温床となる存在を巧みに郡縣制の中に取り込みながら中央集權體制を形成していったこと、などが指摘される。なお、こうした都官の制度は統一期には廢止されたものらしく、秦簡にあらわれる都官は縣とほぼ同レベルまで「縣化」された戰國末期の状況を示すものである、という。

第三章「秦の領土擴大と國際秩序の形成」では、まず秦簡中の「屬邦律」の検討から、戰國秦が異民族統治のために「屬邦」や「道」を置いていたことを明らかにし、さらに漢代における「屬國」の形成過程について述べる。そして秦簡での語例を分析して、戰國秦は鄰接する異民族を征服するとそこに屬邦（としての「臣邦」）を置き、その統治下の民に一定の法制支配を及ぼしたと、それらの民は、秦人を父もしくは母にもつ（身分上、完全な秦國人である）、「夏子」とは區別される「眞」身分とされることで、「新たな秦人」として組み込まれていったこと、さらにこうした事情は六國の舊地や附庸としての「臣邦」においても同様であったこと等、非秦人にたいする戰國秦への編入の論理、さらには秦の支配秩序の構造について論じられる。なお、ここから關連して言及される、（巴中など）異民族の君長への「公主降嫁」のもつ法制的意義についての指摘——君長層の中樞から代々「夏子」を生み出す契機となる——なども興味深い。

以上の三つの章では、秦律などの法制史料を中心に「内史」や「都官」、「屬邦」、「臣邦」などについての制度史的な検討がなされているわけであるが、そこに一貫しているのは、著者自身も述べるように「文獻にみえず秦簡の出土によってはじめて知られた機構であればこそ、秦簡の中で整合的に解釋し、その意味を戰國・秦漢史のコンテクストの中に位置づける方法を模索すべきであ」（七九頁）るといふスタンスであろう。これらの考察を通じて、統一過程にある戰國秦國家の支配體制のあり方とその展開とが、「領域の擴大」、「中央集權體制の形成」、さらには「支配秩序の構造」等々、さまざまな側面から具體的に浮かび上がってくるのである。

第四章「睡虎地秦簡『日書』の基礎的検討」の「日書」とは、日の吉凶について述べた様々な占辭より構成される占いの書のこと、秦簡ではその字數の半分近くがこれによって占められており、「甲種」およびそれと基本的には類似しながらもやや簡略な「乙種」との二種類がある。本章ではまず、こうした「日書」の形態とその内容について述べ、さらに五行説と三合、易との關係、建除（十二直）、二十八宿占いなどの占法原理、あるいはその擔い手と考えられる「日者」との關係などについて検討し、あわせて中國各地であり次いで出土している戰國から秦漢時代にかけての他の「日書」についても紹介する。そのうえで「日書」が秦律など法制にかかわる竹簡とともに副葬されていたことについて、『商君書』算地篇の記事（俗を觀て法を立つれば則ち治まるる）を引きつつ、墓主喜が南郡治下の諸縣で秦法を施行するに際しては「日書」を通じて在地社會の習俗の狀況を觀察していたものと想定、かくして本書のテーマである「統一過程における秦の法治主義的特質」を考察するのには、「法と習俗」という基本的視座が提示されるのである。以下の各章では、「戰國秦の支配下における在地社會の狀況を『日書』を通じて日常の目線からみてる」（二〇〇頁）考察が続く。

第五章「日書」を通してみた國家と社會」では、秦簡の全文をデータベース化することによって、まず各篇の用字傾向を分析し、法制資料と「日書」との間にはその點で基本的な相違があること、さらに「日書」の中でも甲種と乙種とで異なる傾向のあることが指摘される。また、天水放馬灘秦簡「日書」との比較などから、秦簡「日書」の占辭の内容は「豫想されたほどには必ずしも特定の地域性を示すもの」ではなく、逆に「先秦社會一般の諸相を映し出すも

の」(一七八頁)であるという。その上で「日書」にあらわれた國家や官制に關する語彙を系統的に分析し、たとえば「邦」、「邑」、「野」など地方行政区畫や「王公」、「邦君」など支配層に對するイメージ、さらには官吏の謁見の際にどのような事態が起こりうるものとして想定されていたのか、あるいは當時の一般吏民の觀念における「望みうる最高の地位」とはどの程度のものであったのか等々、當時の人々の目に映っていた國家や社會のあり方について、能く限り具體的に検討がなされてゆく。

第六章「先秦社會の行神信仰と禹」では、先秦社會の日常生活の一端を具體的に復元する手がかりとして、行旅の安全をつかさどる神である「行神」に對する信仰に注目する。これまで漢代の事例や經學的言説において知られていた行神信仰であるが、秦簡「日書」の記載はそのあり方を先秦社會にまで遡って示すものであった。すなわち本章での検討を通じて、當時の旅行者が立出に際しては道路の右側を通行するものとされており、そこでは返顧が禁忌とされ、城門外では飲食・歌樂・供犠・夫婦間の下衣の交換などを内容とする行神への豫祝の祭祀儀禮(祖道)が行われ、加えてマジカルステップとしての「禹歩」や禁呪、地の五畫など一連の習俗的儀禮の存在したこと、また歸還に際しては城門で禹符を地に投じて禹歩を踏む儀禮がなされたこと、そしてこれら先秦社會の民間信仰において行神としてあらわれているのが、儒家的言説においては「治水の聖王」、「夏王朝の祖」とされる「禹」であったこと等々、當時における行神信仰の世界が構造的に復元されるのである。さらに出行の時日を選択するタイムテーブルである「禹須臾」の緻密な分析から、それが納音五行説の原理にもとづくものであることを論證、こ

こに見られるような先秦社會の習俗が個々人の意識をこえていちじくしく構造化された、層の厚いものであったことを指摘する。

第七章「日書」における道教的習俗」では、天水放馬灘秦簡「日書」など、關連する出土文字資料の分析・検討から前章での議論を検證する。さらにその過程からは、「禹須臾」とその原理である納音との關係において(秦簡「日書」には見られなかった)律呂名の存在が確認されること、先秦社會における禁呪の形式は呼びかけと主題部分との二つに分けて讀むべき構文のものであったこと、秦簡「日書」に禹歩と關連して言及されている「地の五畫」とは「四縱五橫」の九字を切る呪術に關連する行爲であったと推定されること、などの諸點も明らかとなった。そして道教における近似的呪術儀禮との關連に注目、これら禹を行神とする信仰世界が後に道教の世界へ吸収されていったことを指摘し、ここでの議論が初期道教の成立過程の問題にも關わってゆくものであるとする。

第八章「禹の變容と五祀」では、ここまでに見てきた行神としての禹のほかに、嫁娶日の吉凶に關わる神、治療神、あるいは「西南夷」におけるアジールの神などとしての、「治水の聖王」というイメージとはかなり異なる禹の信仰形態の諸相が丁寧に跡附けられる。また秦簡「日書」において、「門」、「行」の單獨祭祀と、それらを統合して含むところの「五祀」祭祀の吉日・凶日の占辭がそれぞれ並行して見られることに注目し、行神祭祀が五祀の中へ組み込まれていったものと推測、さらにその祭祀が經典化されることで「祖禮」として國家祭祀にまで上昇する一方で、かえってその固有の内容を喪失していった、との見通しを示す。そして最後に、治療儀禮や行神信仰において禹歩、返顧の禁忌、禁呪の形式、地の五畫など

の諸要素が多く共通して見られることから、「禹の信仰したいがそれらの諸要素を要件とする深層の構造」(三〇六頁)をもつていたことが指摘されるのである。

第九章「日書」に反映された秦・楚のまなざし」以下の諸章では、ここまでの考察をうけて「秦の支配」と「在地社會(とくに楚の)」との交差する局面が問題とされるのであるが、本章ではそのための手がかりとして、「日書」における「占法原理の差異」に注目する。すなわち二十八宿占いの中でもとくに體系的に構成された甲種「玄戈」の補訂・復元を通じて、そこには起點となる星宿を異にする秦と楚の二つの占法原理が併存していることを検出、同様に、建除もしくはその系統を引く甲種「除」と「秦除」、乙種「佚名建除」と「徐」、さらに甲種「稷辰」と乙種「秦」の占法原理もそれぞれ楚と秦のものであること、ただし甲種「除」には、秦の占法による星宿配當も組み込まれていること、そして「秦」字の存在に示されるように、これらは楚人の立場から、すなわち「楚のまなざし」から編集されたテキストであったと考えられること、などを論じる。なお「日書」には、楚の占卜に對して「秦のまなざし」から注釋を加えた甲種「歲」のような例も存在していた。そしてこのように秦と楚の占いが「日書」の中に交錯して見られる事實から、そこに「これまで自明のように語られてきた占領地にたいする秦の強権的イメージとはかなり異なり、兩者の占卜の相違を確認しようとする一種の相互意志のようなものが透視される」(三三八頁)とし、さらにそれが秦の現實の占領地支配の在り方にも反映されていた、との見通しが示されるのである。一見、營室宿を起點としてい

するものであったことを明らかにするあたりなど、實にあざやかな論證が展開されている。

第十章「戰國秦の畜夫制と縣制」では、一般に縣令の別稱と考えられてきた秦簡中の「縣畜夫」について分析し、それが同じく秦簡に見られる「大畜夫」のことであり、同一縣廷の中に縣令とともに並存して一種の「共同統治」を行つて存在であったこと、そしてそれは、秦がこれら春秋以來の在地性を残している縣邑およびその主管者である縣畜夫(大畜夫)に對して、商鞅縣制の施行後もただちに一元的な縣令の統治に切り替えることなく、漸次新しい體制の中へ組み込んでいったという歴史状況に由来するものであること、などを論じる。その意味で、ここでの「畜夫」と縣制の問題も、「都官」や前章などでの考察において見られたのと同様、秦の現實的で緩やかな法治主義のあり方を示すものであった。しかし、前二七七年の秦簡「語書」の段階では、すでにこうした過渡期の狀況が解消していることを指摘、戰國末期には秦が一元的支配に向けて支配を強化してゆく方向への轉換がなされたものと推測する。秦の法治主義支配の轉換——この論點は、本書での考察を締めくくる問題として、次章へと引き繼がれてゆく。

終章「睡虎地秦簡よりみた戰國秦の法と習俗」では、これまでの考察をうけて、轉換期における秦の法治主義の諸問題が検討される。まず、秦簡「田律」や「廩苑律」の律文が楚曆にもとづくものであることを析出、秦の現實的法治主義のあり方をこの点からも確認する。しかしまた「封診式」においては、ほんらい父老層によって處理されるべき里内の問題や、「法律答問」では、家父長の専權下にあった家族(奴婢などを含む)内の問題に國家が關與するよ

うになつてゐるなど、すでに國家權力が共同體や家族の内部にまで及んでゐたことを指摘し、この段階（昭王始皇初年）では秦の柔軟な法治主義はすでに轉換してゐたものと推測する。さらに「語書」になると、異文化を自己の支配體制の中にたくみに取り込んでゆく姿勢は消え去り、秦法による一元的支配への意志だけが突出してゐるのであつた。こうした秦の法治主義の轉換について、長平の戦いで決定的な勝利を収めた直後の前二五八年に秦が曆法の歳首を變更していることに注目、このとき國內的に帝號を稱しはじめたものと想定し、そこに一元的支配への轉換點を求め、そしてこうした轉換の後も、一元的支配が實行されるにはなお一定の期間が必要とされたのであり、その點で秦簡には、柔軟な法治主義と嚴格なそれとが併存するこの時期の「過渡性」が反映されてゐることを論じてゐるのである。

かくして「秦律がその習俗の厚い壁に阻まれて變容をよぎなくされてゐた段階から、それが共同體内部に浸透し、やがて秦の支配體制が一元的方向に向かつて轉換してゆくまでの過程」（一七頁）が明らかとなつた。「秦の六國統一の過程とその法治主義の特質を明らかにしようとする」ことを課題とする本書での考察は、ここに一つの結論に到達したのである。

三

冒頭にも述べたように、睡虎地秦簡は近年の戰國秦漢史研究において無視することのできない重要な資料の一つなのであるが、一方で、たとえば秦律などに見られる諸狀況が商鞅變法より統一期に至るはずの段階をそれぞれ反映したものであるのか、またその適用

範圍は秦の本土である「關中」地域に限定されるものであつたのか、それとも秦簡の出土した南郡を含む全領域にそのまま及ぶものであつたのか、さらには「日書」に見られる習俗は秦のものであるのか楚のものであるのか等々、その「史料的人格」についての基本的な理解は必ずしも一定してはおらず、それがさらに秦簡の利用に際して一定の制約を加えてきたのであつた。これに對して本書では、ここまで見えてきたように「法治主義の轉換」という視角を縱糸に、また「秦・楚の地域性」を横糸として、こうした秦簡總體の「史料的人格」を重層的に解明してゆくことによつて、南郡の一方官の墓より出土したこの竹簡群に「壓縮」されてゐた歴史的諸狀況をいわば「解凍」し、秦の六國統一の過程を見事に讀み解いて見せたのである。

難解をもつて鳴る「日書」も含めて秦簡を總體として扱う、それも時代や地域など錯綜する要素を重層的に分析してゆく——このことは、しかしながら決して生易しい作業ではない。ここまでの簡単な紹介からも明らかのように、秦の支配體制の展開にしても、あるいは習俗の構造ということにしても、そのすべてがそのままの形で秦簡の中に明示されているわけではないのであり、それゆゑにこそ本書では、秦簡それ自體を徹底的に讀み込んでゆく中で、曆法、天文、占法、五行説、道敎、あるいは民俗學等々、實に多岐にわたる分野の成果を参照・動員し、しかも整合的で説得力のある論理でもつて粘り強くそれらをまとめ上げるながら、議論が展開されてゐるのである。かつて著者と「日書」の會讀をともしに擔當してゐたとき、ひとつひとつの問題をゆるがせにせず、徹底的に掘り下げ追及してゆくその姿勢に壓倒される思いをすることがしばしばであつたが、

本書においてそれらの事柄がさらに相互に連關し、大きな體系となつて立ち現れてくるさまは、壯觀であると言へよう。そこには、ぐいぐいと頂上に向かつて急坂を登りつめてゆくような迫力が感じられるのである。

ところで周知のように、戰國秦漢史研究の分野においては、この秦簡をめぐつて數多くの研究がひしめきあつており、それらと本書での考察との間で理解が食い違つている例も少なくない。ここで、それら個々の問題に立ち入つてそれぞれ論じる餘裕はないが、こうした見解の相違に對して、批判を眞摯に受けとめて改めるべきは改め（たとえば四四—四七頁の内史の再編に關する問題など）、あるいは反論すべきは反論する（たとえば二七一—二七二頁の道教的習俗をめぐる問題など）、といった誠實な姿勢は、本書での議論をより説得力のあるものとしていであらう。ちなみに、このように様々な局面で議論が交錯しているということ自体、本書での考察が秦簡を直接的な對象とするものではないながら、決して他の研究から孤立したものではなく、戰國秦漢史研究全體の諸問題に密接に關わる研究であることを物語るものといえる。

そこで以下に、いくつか無難な感想めいたことを述べてみることにしたい。まずは秦簡の「史料性格」にも關わる問題であるが、「日書」と秦律など法制にかかわる竹簡とがともに副葬されていたことについて、すでに紹介したように第四章では、墓主喜が南郡治下の諸縣で秦法を施行するに際して「日書」を通じて在地社會の習俗の状況を觀察していたものと想定している。状況證據から見て、確かにそうした可能性は考えられるものの、しかしその一方で、「日書」と墓主喜の職務、あるいは秦律との間に、必ずしもこのよ

うに密接な關係を想定するには及ばないのではないかと、との素樸な疑問も禁じえなかつた。たとえば評者はかつて「日書」の中の數倉に關する事例の分析から、そこに富農的經營が反映されている側面について指摘したことがあるが、こうした「私的」(このような設定の仕方が有效であるかという點も問題ではあるが)な面においては「日書」を利用していたと考えることも、同様に可能なのではなからうか。第五章では、特定の日時に上司(もしくは君主)に面會した場合の首尾について占つた甲種「吏」を紹介して、そこに「官吏側の本音の部分」があらわれていることを指摘しているが、これに墓主喜自身の姿を重ね合わせることは容易であらう。さらに「民の郷俗」を全面的に否定する「語書」が發布された後も、十年にわたつて墓主喜が「日書」を所有し続け、あまつさえ副葬までしているという事實は、少なくともそれが單に「時俗を觀」るためだけのもの——もとより著者もそのように主張しているわけではないが——ではなかつたことを示すものといえるだろう。秦簡中の「日書」は、後世の「通書」にもつながる側面も帯びていたのではなからうか。

もつとも「日書」の「史料性格」については、たとえばそれが一つのまとまりをなす書物なのか、そうではないのか。どのような形で流布していたのか、買入れたものであるのか書寫したものであるのか。甲種と乙種は互いに關係があるのかないのか、あるとしたらどのような關係であつたのか。またなぜ墓主喜はその兩種を所有したそれらが副葬されたのか。そもそも墓主喜は秦人であるのか楚人であるのか——等々、なお明らかにすべき點は少なくない。今後は、第四章にも紹介されているような新たな「日書」の出土例の増

加によって、本書の成果の上にさらなる知見のもたらされることが期待される。ちなみに、秦簡「日書」(建除)に楚と秦の二系統が見られるとの本書第九章での見解は、新出の江陵九店楚簡「日書」や天水放馬灘「日書」との比較からも裏づけられるようである。⁽³⁾

また、「日書」の中に秦・楚の占法原理が併存していることを明らかにしたことは、本書の成果の一つであるが、それはまた、秦・楚の文化融合のあり方を示しているという点でも興味深いものといえるであろう。近年の研究では、秦簡「日書」と天水放馬灘秦簡「日書」での穀物の良日・忌日についての占いが、栽培環境が異なるにもかかわらず類似していることも指摘されているが、これらのような文化融合や(地域性を超越した)畫一化といった要素からは、習俗のレベルにおいても、當時、統一への流れに對應する動きの存在していたことがうかがわれるのである。

さらに秦の法治主義の轉換をめぐる議論からは、轉換期以前の秦の法治主義支配が意外に穩健で現實的なものであったことが明らかとされたわけであるが、このことは「厳格な法治主義國家」という、秦に對して從來漠然と抱かれてきたイメージを大きく改めるものである。しかしそうであるならば、戰國秦は「厳格な法治主義」ではない一體どのような要因によって、富國強兵を成し遂げ他國を壓倒していったのか、この點があらためて問い直されることになるであろう。そしてその場合さらに、たとえば比較の對象となる他の諸國の支配體制のあり方なども、解明を待たれる問題として浮かび上がってくることになるものと思われる。また、「一元的支配を志向する」厳格な法治主義に轉換した秦が滅亡した後、こうした法治主義支配はどのような展開をたどったのか。この點について本書で

は最後に、江陵張家山の前漢初期墓からも法制資料と「日書」に類する占書が出土していることを引いて、「これまで検討してきたような秦の統一過程における『法と習俗』の問題が、前漢でもまたくりかえされている」ことを指摘しているが、その點も含めて、漢代における法治主義支配のあり方にも、當然問題は及んでくるであろう。本書での考察が、戰國秦漢史研究に投げかけた課題は少くないのである。

個別の實證的な問題については、二點のみふれる。まずは第二章の都官についての考察の中で、縣倉に禾を收藏する時の「縣畜夫若丞及倉・鄉相雜以印之」と、それに續く「而遺倉畜夫及離邑倉佐主粟者各一戸以氣」という「倉律」中の規定において、前者の「倉・鄉」が後者の「倉畜夫及離邑倉佐主粟者」と置換されているとして、「倉」が「倉畜夫」の省略であるのと同様、「鄉」は「離邑」(の倉佐の主粟者)のこととし、「離邑」を「鄉」であるとすると(六六頁)であるが、「倉律」のこの部分について、評者は「縣畜夫か縣丞、そして倉と鄉との代表とが共に(罪に)封印をし、倉畜夫と離邑の倉佐の發給擔當者とにそれぞれ扉を一つずつ受け持たせて發給させる」の意味に解しており、このように考えることができるのであれば、必ずしも(發給者としての)「離邑(の倉佐)」を(納入者である)「鄉」に置換されていると見なすには及ばないことになる。「離邑」は、「鄉」一般を指すのではなく、「鄉」の中でも縣倉から遠隔に位置するものを指すのであろう。

また、第六章での行神信仰をめぐる議論では、地域性の問題とも関連して、『史記』卷四六田敬仲完世家に見える齊・威王の魏王に對する「吾吏有黔夫者、使守徐州、則燕人祭北門、趙人祭西門、徒

而従者七千餘家」という發言から、「六國ではそれぞれ重視される門が異なっていた」(二四八頁)とする。これは黔夫を徐州の守りに任じた成果を特に強調したものであるが、しかし威王の發言の中には同様に「吾臣有檀子者、使守南城、則楚人不敢爲寇東取」や「吾臣有盼子者、使守高唐、則趙人不取東漁於河」などの例が見られ、これらが楚・趙が東方の齊の勢威を憚っていることを表現したものであるとするならば、ここでの「燕人祭北門」も「趙人祭西門」も同じく齊との方位關係において述べられたものと考えられるのであり、とくに燕や趙において重視されていた門を示す資料とはいえないのでなからうか。

全體の體裁に關わる點としては、秦簡などの史料の引用は基本的に訓讀のみで、原文が擧げられていない。これによって他分野の讀者にも読みやすいものとなつてはいるものの、それにしても原文の提示はやはり必要であろう。また本書では、誤植・脱落の類はきわめて少ないが、氣がついたところではたとえば、三四八頁四行目「撤入」、三七六頁一三行目「廢縣」はそれぞれ「發給」、「廢丘縣」とすべきであり、また二一三頁の圖Ⅲでは「困」が「 \square 」に誤り、「大」の横に一字脱落がある。

なお、本書での考察に關わる近年の研究としては、「日書」については——構成上の理由から本書ではこれに言及することができなかったとのことであるが——劉樂賢氏の勞作が刊行されている⁽⁶⁾。また、たとえば第三章の問題に關連して、「臣邦」については矢澤悦子氏の研究があり、また評者も異なった視角から秦簡に見える「實際秩序」について論じている⁽⁸⁾。

四

秦簡總體をはじめ考察の對象として本格的に取り上げ、その豊かな内容と可能性を明らかにした本書は、秦簡研究の一つの到達點を示したものといえよう。現在、著者の研究はこの基礎の上に、中華の「周縁世界」、あるいは楚簡研究へと深化・展開しており、今後のさらなる成果を期待しつつ、この拙い書評を終えることとした⁽¹⁰⁾。

註

- (1) 拙稿「雲夢秦簡『日書』に見える『困』について」(『中國社會と文化』第二號、一九八七年) 參照。
- (2) 「通書」については、近年、リチャード・F・スミス『通書の世界——中國人の日選び』、三浦國雄監譯、加藤千惠譯、凱風社、一九九八年) が刊行されている。
- (3) 高村武幸「九店楚簡日書の性格について——睡虎地日書・放馬灘日書との比較を通じて——」(『明大アジア史論集』第三號、一九九八年) 參照。
- (4) 村上陽子「穀物の良日・忌日」(『明大アジア史論集』第三號、一九九八年) 參照。
- (5) 拙稿「雲夢秦簡倉律より見た戦國秦の穀倉制度——秦代國家の穀倉制度」補論——」(『海南史學』三〇號、一九九二年)、眞谷至「漢代穀倉制度——エチナ川流域の食料支給より——」(『東方學報』京都、第六八冊、一九九六年) 參照。
- (6) 劉樂賢「睡虎地秦簡日書研究」(文津出版社、一九九四年、

臺北。

(7) 矢澤悦子「秦の統一過程における『臣邦』——郡縣制を補完するものとして——」(『駿大史學』第一〇一號、一九九七年)。

(8) 拙稿「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た『統一前夜』——」(『同刊行會』論集 中國古代の文字と文化、汲古書院、一九九九年)。

(9) 工藤元男「禹の傳承をめぐる中華世界と周縁」(『岩波講座世界歴史』三 中華の形成と東方世界、岩波書店、一九九八年)。

(10) なお、本書については、すでに富谷至「睡虎地秦簡研究の勝利者」(『東方』第二二二號、一九九八年)において簡にして要を得た紹介がなされている。また、著者の工藤氏には本書の他に、『中國古代文明の謎』(光文社文庫、一九八八年初版發行)の著書がある。

一九九八年二月 東京 創文社
A5判 一〇〇四〇三三五七頁 九八〇〇圓

谷口規矩雄著

明代徭役制度史研究

山根 幸 夫

今般、私の長年の友人谷口規矩雄氏が『明代徭役制度史研究』を發刊されたことは、本當にうれしい。すでに十三年前のことになるが、谷口氏の恩師岩見宏氏の刊行された『明代徭役制度の研究』とともに、戦後わが國における明代徭役制研究の到着点であり、立派な成果といわねばならぬ。

戦後わが國の明代史研究では、なぜか多くの研究者が徭役制度の研究に大きな關心を示した。その第一陣が、岩見氏の「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」(『東洋史研究』一〇—五、一九四九)であり、それにつづいたのが筆者の「一五、六世紀中國における賦役勞働制の改革——均徭法を中心として」(『史學雜誌』六〇—一一、一九五二)であった。谷口氏はそれから十年ばかり遅れて、處女論文「明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中心にして——」(『東洋史研究』二〇—三、一九六一)を發表した。この論文は本書補篇の最初に收められている。なお、谷口氏と岩見氏は神戸大學で師弟關係にあり、私も谷口氏とは彼が京大大学院生の頃からのつきあいである。同じ明代徭役制を研究するという關係から、私は岩見・谷口兩氏からいろいろの教示され、多くの裨益をうけた。

さて、本書は本篇と補篇の兩部に分けられており、本篇は未發表